

委託業務仕様書

1 目的

松山空港及び高知龍馬空港の定期航空路線を相互インアウトで利用し、両県外から四国西南地域への個人客の誘客促進につながるPR活動を通じて、両空港の利用促進と同地域の周遊観光ルートの形成・定着化を図ることを目的とする。

2 業務内容

平成 29 年度松山空港及び高知龍馬空港の相互利用促進PR事業の実施に必要な次の業務を行う。

(1) 業務名

平成 29 年度松山空港及び高知龍馬空港の相互利用促進PR事業委託業務

(2) 業務概要

松山空港及び高知龍馬空港に就航する都市を中心とした地域の住民をターゲットに、当該地域で発行される刊行物を活用するなどし、両空港を相互利用した四国西南地域の周遊観光の促進につながるPRを実施すること。

① 掲載地域

大阪市を中心とした地域及び福岡市を中心とした地域

② 掲載日

いずれも平成 29 年 6 月 1 日から 8 月 31 日の間に刊行されるものであること

③ 掲載回数

いずれも 1 回

④ 掲載内容

(ア) 県外からの個人客の誘客につながる内容で一体感があるもの(例 高知、愛媛両県のドライブコースを掲載)

(イ) 旅行者の四国西南地域への立寄り及び消費行動を促す内容のもの(例 高知、愛媛両県で使うことができる無料ランチクーポン)

⑤ その他

前記④には、関係者との調整等を含む

(3) 委託期間

契約締結日～平成 30 年 1 月 31 日(木)

(4) 予算額

3, 7 0 0 千円(消費税及び地方消費税、当事業に係る一切の経費を含む)

(5) 成果物の納品先

高知県航空利用促進協議会(窓口:高知県産業振興推進部交通運輸政策課)

3 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

作成物等の著作権は、松山空港利用促進協議会・高知県航空利用促進協議会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

作成物の複製等は禁止することとする。また、第三者への使用許諾は、松山空港及び高知龍馬空港の広報宣伝等に関するものに限り、松山空港利用促進協議会・高知県航空利用促進協議会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者との著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託費に含めるものとする。
- ② 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ③ 著作権の取扱いに関し、ここに記載のない事項については、松山空港利用促進協議会・高知県航空利用促進協議会と受託者で協議のうえ処理することとする。

4 委託事業の実施における留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、松山空港利用促進協議会・高知県航空利用促進協議会と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けることとする。
- (2) 見積書のあて先は、松山空港利用促進協議会 会長 中村時広とする。
- (3) その他定めのない事項については、必要に応じ松山空港利用促進協議会・高知県航空利用促進協議会と協議のうえ処理するものとする。